令和７年度

おでかけ応援隊事業補助金

（岡山市地域の支え合いによる移動支援活動推進事業補助金）

申請のてびき

岡山市では、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、ちょっとしたサポートがあれば外出できる高齢者等を地域で支えるため、移動支援活動を実施する地域の団体を応援しています。

1　申請期間

令和７年４月１日（火）～令和８年２月２日（月）

申請に必要な書類を作成し、地域包括ケア推進課まで持参してください。あるいは、令和８年２月２日までに郵送（必着）にて提出してください。予算の範囲内で先着順となります。

なお、新規で申請する団体は**事前に地域包括ケア推進課までご相談ください**。

2　補助の対象となる活動

この補助金の交付の対象となる活動は、地域住民の支え合いによる移動支援活動とし、次の要件を全て満たすものとします。

(1)外出に課題を抱える高齢者等の日常生活上必要な外出の支援や、社会参加の促進を図り、健康寿命の延伸を目的とする活動であること。

(2)高齢者等の外出を支援し、*道路運送法において、許可または登録を要しない運送を行う活動であること。

＊道路運送法における許可又は登録を要しない運送とは、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン（令和６年３月１日付国自旅第３５９号国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）」に基づき実施される事業のことです。

(3)病院、スーパーマーケット、公共機関等の日常生活上で必要な行先や、通いの場など社会参加のための移動を支援する活動であること。

(4)単位町内会等、一定以上のエリアで活動し、そこに暮らす住民を広く対象とした活動であること。

(5)利用者は、外出に課題を抱える高齢者等を対象とし、乗降時の見守りや簡単な介助、目的地での付き添いを行う活動であること。(イメージ図)

(6)*他の補助制度の対象となっていない活動であること。
＊国・県・市および市の外郭団体が行う補助事業

(7)政治活動又は宗教活動を目的とする活動でないこと。

(8)公序良俗に反するおそれがあると認められる活動でないこと。

活動のイメージ

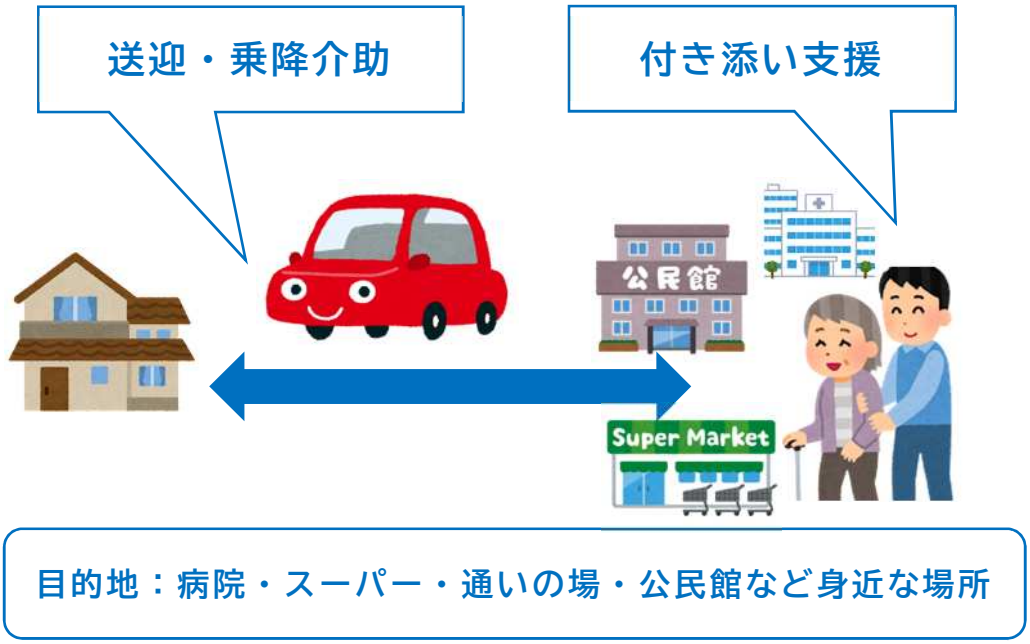

3　補助の対象となる団体の要件

「２　補助の対象となる活動」を行う団体で、次の要件を全て満たす団体になります。

(1)岡山市内に拠点を有し活動しており、高齢者等で構成員される５人以上*団体であること。
＊団体とは、支え合い活動をしている団体や町内会などの地縁団体を指します。

(2)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号。以下「風営法」という。)第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に定める性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む団

体でないこと。

(3)岡山市暴力団排除基本条例（平成２４年岡山市条例第３号）第２条第１号に規定する暴力団である団体又は同条第２号に規定する暴力団員が構成員等（代表者、理事、監事、構成員又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体でないこと。

4　補助の対象経費および補助金額

(1)交付の対象となる経費および補助限度額は、次表のとおりです。

(2)補助金額は次表に定める補助対象経費であって、補助事業において実際に要した経費の額とします。ただし、表右欄の補助限度額を上限とします。

(3)補助金額は１００円未満を切り捨てた額です。

＊実績報告の際に、支出の根拠が確認できるものを提出していただきます。領収書は捨てずに保管しておいてください。

補　助　対　象　経　費			補助限度額／年
事務経費	消耗品費	補助事業の実施に要する事務用品等の購入費 ただし，取得価格が５万円未満（税込）のものに限る	５０，０００円
	印刷製本費	補助事業の実施に要する資料や広報誌等の作成費，印刷費	
	通信費	補助事業の実施に要する電話料，郵便料	
ボランティア人件費		従事者名簿に記載された者に対する経費 ただし、移動支援活動の実施月のみに限る	４８，０００円 （４，０００/月）
自動車保険料		移動支援専用の自動車保険の加入に要する保険料	１２０，０００円
講習会等受講料		安全性の向上等につながる講習会等を受講したときの受講料	７５，０００円

5　補助の対象期間

補助金交付申請書を岡山市長に提出した日から**令和８年３月３１日（火）**までです。

＊上記の期間内に支払われた経費（申請団体あての領収書が存在するものに限る）のみが補助対象となります。申請事業に関する経費であっても、上記期間外に支払われた経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

6　補助の回数

同一の団体に対し、原則年１回とします。

7　補助金の交付申請の手続き

地域包括ケア推進課に事前に相談し、次の書類を提出してください。申請書は、地域包括ケア推進課で配布のほか、ホームページからダウンロードもできます。

① 補助金等交付申請書（様式第１号）
② 実施計画書（様式第２号）
③ 収支予算書（様式第３号）
④ 従事者名簿（様式第４号）
⑤ 団体の定款、規約又は会則のいずれか
⑥ その他市長が必要と認める書類

8　補助金の決定通知

(1)交付申請書の内容の審査後、補助金の交付が決定した団体へは、補助金等交付決定通知書により郵送で通知します。

(2)決定通知書を送付する際、「債権者登録申請書」を同封します。必要事項を記入し、振込口座の通帳の写しを同封のうえ、地域包括ケア推進課まで返送してください。すでに登録のある団体は提出の必要はありません。

(3)ご希望の団体には、車の車体に貼れるマグネットタイプのステッカーを１団体１０枚まで交付します。

【ステッカー見本】

9　事業の変更（中止・廃止）

補助金交付決定後、活動内容や金額に変更等がある場合は、補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書（様式第１１号）の提出が必要です。また、変更の場合は、変更が確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

１０　活動報告と実績報告

事業の完了後、２０日以内に以下の書類等を提出してください。

① 実績報告書（様式第６号）
② 活動内訳書（様式第７号）
③ 収支決算書（様式第８号）
④ 領収書等、経費の支出が分かる書類の写し
⑤ 市長が必要と認める書類

≪注意事項≫

① 領収書のあて名は、申請団体名としてください。
② 領収証は文字が読めるよう、**文字が重ならないようにコピー**してください。
③ 広報誌やチラシを作成した場合は、その成果物を提出してください

最終締切：令和８年３月３１日

１１　補助金額の確定と請求

事業の実施後に提出していただいた実績報告書により補助金の金額を確定し、補助金等交付確定通知書にてお知らせします。確定通知書が届いたら、写しを添付のうえ、補助金等交付請求書（様式第１０号）を提出してください。口座振り込みにて入金します。

１２　講習会等受講料について

(1)活動を行うにあたり、安全性の向上や活動の質の向上につながる研修や講習会の受講料に対し、上限まで補助します。

(2)個人で受けるもの、グループなど集団で受けるものがあります。

講習会の実施機関について、地域包括ケア推進課までお問合せいただければご紹介もしています。

≪講習会の一例≫

(1)(独)自動車事故対策機構(ＮＡＳＶＡ／ナスバ)（岡山市北区青江）が行っている「運転適性診断」
(2)福祉有償運送運転者講習
(3)国土交通大臣認定の機関が行う安全運転講習（実技を含む）　　など

１３　その他

(1)安全な送迎を行うために、運転適性診断や安全運転講習会の受講をお勧めします。

(2)活動に従事する方は、清潔の保持及び健康状態の管理に努めてください。

(3)活動において知り得た利用者やその家族等に関する個人情報は適切に管理してください。

(4)送迎支援時において、事故や利用者の体調の急変等が生じた場合に、救急車の手配や利用者の家族への連絡等、速やかに必要な対応を講じるため、緊急時の危機管理体制を整備しておいてください。

(5)補助金の交付申請にあたり収集した個人情報は、申請内容の審査の目的の範囲内で利用し、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

【申請書提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局　高齢福祉部
地域包括ケア推進課(保健福祉会館９階)

住　　所：〒７００－８５４６　岡山市北区鹿田町一丁目１番１号
電　　話：０８６－８０３－１２８６
Ｆ　ａ　ｘ：０８６－８０３－１７８０
受付時間：平日８：３０～１７：１５（土・日・祝除く）